

稅 務 課 長 長 民 税 課 課 長 税 稅 制 課 長

オンライン参加可能



日経東発第60016767·60016768号 令和3年3月16日

一般社団法人 日本経営協会 理事長 岡島 芳明

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

法人住民税の理論と実務

<令和3年8月19日(木)・20日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、厳しい財政状況の中で住民サービスの維持向上を図るには、安定的な税収確保が極めて重要であること はいうまでもありません。地方自治体の重要税目である法人住民税は社会経済の動きと密接な関係があり、ウィ ズコロナ・ポストコロナに対する企業の取組みを後押しする等の税制改正が行われています。

納得性の高い課税を継続的に実現していくため、自治体の担当職員には住民税の制度を正しく理解して説明責 任を果たし、納税者の信頼を得ていくことがますます求められております。

本セミナーでは、実務経験の少ない担当者にも理解していただけるよう、実務処理に必要な基礎知識から令和3 年度税制改正の内容まで、事例演習も採り入れながらわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお薦め申しあげます。

具 敬

(12:30から受付)

時:令和3年8月19日(木)13:00~17:00

8月20日(金) 10:00~16:00

講 師: 公益財団法人東京税務協会

(元)東京都主税局

大久保 英夫氏

会 場:日本経営協会内専用教室

(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

オンライン会場(Zoom による Live 配信)

参 加 料:会員(1 名) 31.900 円(稅込) (負担金)一般(1名) 35,200 円(税込) 記 2 サンドウィッチ サブウェイ 東京メトロ 副都心線 般社团法人 日本経営協会 北参道駅下車 3番出入口徒歩1分 ₩3 明治神宮-←至千駄ヶ谷 日票 ★JR代々木駅の正面(西口)改札 を出て、宝くじ売場と富士そばの 間の道を進んで下さい。 明治通りを原宿方面に進み、コン JR山手線·総武線·都営大江戸線 代々木駅下車(西口)徒歩7分 ビニ・ローソンの先のビルです。 〈会場案内図〉

申込方法: ①Web 申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。(オンライン参加の場合はできるだ 申込方法:①Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。(オンライン参加の場合はでけいからお申込みください)
②FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは会場参加の場合は開催日の3営業日前までに、オンライン参加の場合は5営業日前までにお願いいたします。
・本講座は、会場参加・オンライン参加それぞれ定員になり次第締め切らせていただきます。
入金方法:お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。
開催日の3営業日前~前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。
その他:参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
〇オンライン参加での留意事項

〇オンライン参加での留意事項

オンライン参加をご選択いただいた方には別途詳細をご案内いたします。

・テキストは事前に送付もしくはデータ送信させていただきます。

お申込み お問合せ先

 \Box



般社团法人 日本経宮協会

(お問合せは平日の月曜日~金曜日の9:15~17:15にお願いいたします)

東京本部 企画研修グループ

〒151-8538 東京都渋谷区千駄ケ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail:tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

★WEBからもお申込みできます! WEBからの申し込みをお願いいたします。

http://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx

NOMA

検索

▶プログラム◀

地方税法総則(更正決定の期間制限)

第2 通則

- 法人の種類(公共法人、公益法人等、その 他の法人)
- 非課税と減免(非課税法人、公益法人等の 収益事業の取扱い、減免)
- 納税義務者(事務所又は事業所、寮等、法 人課税信託の引受を行う個人)
- 事業年度

第3 均等割

- 税率 (標準税率と制限税率、適用時期) 1
- 税率適用区分(資本金等の額・従業者数、 その他)
- 月割計算の方法 3

第4 法人税割

- 課稅標準
 - (1) 単体法人(法人税額の調整)
- (2) 連結法人(個別帰属法人税額の計算)
- 2 税率 (標準税率と制限税率、適用時期)
- 3 税額控除

参加者氏名

フリガナ

参加者氏名

特定寄附金税額控除、外国子会社合算税制及び 外国税額控除、仮装経理、租税条約に係る法人 税更正に伴う控除

申告納付、更正・決定等

- 申告の種類(中間申告、確定申告、修正申 告、均等割のみの申告) 令和元年10.1以後開始する最初の事業
 - 年度に係る予定申告の月数計算の特例
- 中間納付額の還付(充当)、還付加算金の 計算
- 2以上の市町村において事務所等を有する 法人に係る課税標準の分割基準
 - (1) 事務所等の新設・廃止の取扱い
 - (2) 従業者数の計算(従業者数の判定日、 算定期間中に著しい変動の取扱い)
- 更正の請求
- 更正・決定
- 未申告法人の調査

令和3年度税制改正の主な内容(法人税割) 第6

- コロナ禍を踏まえた新規雇用者の給与等の 1 要件を満たすときに適用できる法人税の税 額控除を、中小企業者等に適用
- 産業競争力の強化にデジタルトランスフォ ーメーション (DX) 投資促進税制の創設等 を適用できる法人税の税額控除を、中小企 業者等に適用
- 繰越欠損金の繰越上限の特例の創設に係る 法人税の見直しに準じた措置

講 師 紹 介

公益財団法人東京税務協会/(元)東京都主税局 大久保英夫氏

昭和 40 年中央大学法学部卒業。同年、東京都主税局江東都税事務所に勤務。その後、主税局課税部、 資産税部等及び特別区(派遣)において住民税・固定資産税等の課税事務、徴収事務を担当。平成 13 年 東京都退職(墨田都税事務所副所長)。公益財団法人東京税務協会講師で住民税を担当し、現在も非常勤 講師で住民税を担当。

特記事項

当日は「電卓 |を ご持参ください。

6001676	67 · 60016768 [法人住民税の	※NOMA記入					
]会場参加	□ □オンライン参	加(該当欄に	レ印)		令和3	年8月19日~20日	日 □会員 □一般(該当欄にレ印)	
役所名			電話	()	内線	<ご連絡担当者>	
			FAX	()		所属	
所在地	Ŧ						TU## 氏名	
フリガナ		 				経験	メールアドレス	

年数

経験

年 数

ケ月

年

<連絡事項欄>

役職 名

所属部課

役職名

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合は□にチェックしてください。—— □不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)

※オンライン参加の場合はメールアドレスを必ずご記入ください

講座由込み	:	FAX ((03)) 3403-1130	
	•	1 / \ / \ \		, 0-100 1 100	